

いじめ防止基本方針

秋田県立六郷高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為である。また、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒だけでなく、周囲で傍観していた生徒を含め、全ての生徒の心身の健やかな成長の妨げとなる行為でもある。

したがって、全ての生徒及び教職員、保護者が次の考え方に基づき、いじめを防止するための対策を行っていくものとする。

- ① いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- ② いじめはどの生徒にも起こりうる。
- ③ いじめを受けている生徒の立場に立って支援を行う。
- ④ いじめを行っている生徒に対し、毅然とした態度で粘り強く指導する。
- ⑤ いじめは、学校や家庭、関係機関等と連携して取り組むべき問題である。

(2) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること。

という4つの要素しか含まれておらず、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていないことに留意が必要である。

(3) いじめの様態

具体的ないじめの様態として、次のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句等の嫌なことを言われたり、インターネットやSNS等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれたりする。
- ② 仲間はずれや、集団で無視をされる。
- ③ 遊びと称して、軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

(4) 学校及び職員の責務

全ての生徒が安心かつ安全に学校生活を送ることができるように、保護者、地域住民、関係機関等と連携協力して、学校全体でいじめの未然防止に努める。また、いじめの早期発見に取り組み、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処するとともに、その再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 全ての教育活動を通じて豊かな人間性を育み、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
授業、総合的な探究の時間、HR、学校行事、部活動、インターンシップ、ボランティア、校外活動等
- ② 生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援する。
生徒会や委員会を中心に標語募集、ポスター作成及び提示等
- ③ 生徒指導の全体計画の中にいじめ防止に関わる取組を適切に位置づける。
心理検査、いじめアンケート、情報モラル教室、面接週間、保護者面談等
- ④ 校内組織としての委員会を設置し、組織的かつ実効的な対応を行う。
いじめ対策委員会
- ⑤ いじめ防止等について校内研修会を実施する。
- ⑥ 生徒及び保護者との信頼関係の構築に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 日々の観察を充分に行う。
授業中、休み時間、放課後、清掃活動、学校行事、部活動等
学級日誌、学習の記録などの活用
- ② 定期的にアンケート調査を実施する。
- ③ 教育相談を組織的、継続的に実施する。
面接週間（定期考査前後）、保護者面談、三者面談、スクールカウンセラー
- ④ 生徒及び保護者への電話相談窓口の周知を徹底する。
日常的に教室掲示、成績通知への同封

3 いじめへの措置

(1) 組織的な対応

- ① いじめ防止等のための組織として、いじめ対策委員会を設置する。
- ② いじめ対策委員会のメンバーは、教頭、生徒指導主事、生徒指導部副主任、養護教諭、各学年主任とし、状況に応じて対象生徒の学年部職員（学級担任等）や学科主任、生徒支援委員会委員長（保健主事）、部活動顧問、スクールカウンセラー等を加え、校長の指示の下で協力して対応に当たる。

(2) いじめの対応

- ① 生徒や保護者からの相談があった場合や、いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、速やかに校長が県教育委員会に報告する。報告後、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に事実確認を行い適切に対応する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、早期解決と再発防止に向けていじめを受けた生徒の立場に立ち、絶対に守り通すという思いで寄り添い、保護者と連携して支援する。
- ③ いじめを行った生徒及びその保護者に対して組織的に指導や助言を行う。
- ④ 以上の支援、指導、助言は、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、いじめを受けた側と行った側の生徒及び保護者に対して適切に行う。

(3) 重大事態の対応

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のように対応する。

- ① 重大事態の発生を、速やかに県教育委員会に報告する。
- ② 県教育委員会の指示があった場合には、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記②の組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記③の調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を提供し、説明責任を果たす。

令和6年8月27日 改訂